

大学共同利用機関法人人間文化研究機構基金規程

平成 30 年 2 月 13 日
人間文化研究機構規程 第 151 号
平成 31 年 3 月 25 日改正
令和 3 年 8 月 2 日改正
令和 3 年 12 月 17 日改正
令和 4 年 3 月 31 日改正

(目的)

第 1 条 大学共同利用機関法人人間文化研究機構（以下「機構」という。）及び機構が設置する大学共同利用機関（以下「各機関」という。）における財政基盤の充実強化を図るとともに、機構及び各機関における共同利用・共同研究活動等の一層の充実を図るため、機構に人文機構基金を設ける。

(基金の種類)

第 2 条 人文機構基金には、以下の各号の基金を置く。

- 一 人文機構寄附金運用基金
- 二 人文機構現物寄附資産運用基金

(人文機構基金の構成)

第 3 条 人文機構寄附金運用基金は、機構が受け入れた寄附金及びその運用果実をもって構成する。

2 人文機構現物寄附資産運用基金は、機構が受け入れた有形固定資産、無形固定資産、投資その他の資産及びその運用果実をもって構成する。

(用途等)

第 4 条 人文機構基金は、第 1 条の目的を達成するため、機構及び各機関における次の各号に掲げる諸事業の用に供する。

- 一 共同利用・共同研究の推進に関する事業
- 二 国際交流活動の推進に関する事業
- 三 社会連携活動の推進に関する事業
- 四 学術資料の収集・管理の推進に関する事業
- 五 研究環境の整備の推進に関する事業
- 六 その他人文機構基金の目的達成に必要な事業

2 人文機構基金は、前項に掲げる事業以外の用途に使用することができない。

- 3 人文機構現物寄附資産運用基金は、国立大学法人法第 29 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる業務以外の用途に使用することができない。

(人文機構基金の運営)

第 5 条 機構に、人文機構基金の管理運営に関する重要事項を審議するため、人間文化研究機構基金運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - 一 人文機構基金の事業計画に関すること
 - 二 人文機構基金の予算及び決算に関すること
 - 三 人文機構基金の受入及びその運用に関すること
 - 四 寄附者への謝意表明に関すること
 - 五 その他人文機構基金の管理運営に関すること
- 3 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - 一 理事
 - 二 各機関の長
 - 三 事務局長
 - 四 その他機構長が必要と認め指名した者
- 4 運営委員会に委員長を置き、理事をもって充てる。
- 5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名するものが、その職務を代行する。

(運営委員会の議事等)

- 第 6 条 委員長は、運営委員会を主宰し、その議長となる。
- 2 運営委員会は、委員総数の 3 分の 2 以上の出席により成立する。
 - 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 4 運営委員会は、審議結果等について役員会に報告するものとする。

(人文機構基金の管理)

第 7 条 人文機構基金に係る寄附の受入れ及び管理については、この規程及びこの規程に基づき定める他の規程等による定めによるもののほか、人間文化研究機構会計規程（平成 16 年 4 月 9 日人間文化研究機構規程第 46 号）その他関係規程等の定めるところによる。

(事業年度)

第 8 条 人文機構基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(事務組織等)

第9条 人文機構基金に関する庶務は、機構本部事務局及び各機関の関係各課等の協力を得て、機構本部事務局研究企画課において処理する。

(個別基金)

第10条 人文機構基金のほか、機構または各機関に、特定の事業を実施するための基金を置くことができる。

2 前項の特定の事業を実施するための基金を、個別基金という。

3 個別基金に関し必要な事項は、設置の都度、当該個別基金を設置する機構本部または各機関が別に定める。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、人文機構基金に関し必要な事項は機構長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成30年2月13日から施行する。

2 この規程の施行時において国際日本文化研究センターに設置されている国際日本文化研究センター基金は、第10条に定める個別基金とし、その設置の根拠である国際日本文化研究センター基金規則（平成24年3月8日制定）は第10条第3項による定めとみなす。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年8月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。